

宮城県後期高齢者医療広域連合条例第25号(平成19年7月30日)

財政状況の公表に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第1項の規定に基づき、財政状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の時期)

第2条 財政状況の公表は、毎年6月及び12月に行うものとする。

2 天災その他避けることのできない事故により、前項の期間内に財政状況の公表ができないときは、事故のやんだときから1月以内にこれを公表するものとする。

(公表の内容)

第3条 前条第1項の規定により6月に行う財政状況の公表においては、前年10月1日から3月31日までの期間における次の各号に掲げる事項につき、その概要を公表するものとする。

歳入歳出予算の執行状況

財産、地方債及び一時借入金の現在高

その他必要な事項

2 前条第1項の規定により12月に行う財政状況の公表においては、4月1日から9月30日までの期間における前項各号に掲げる事項の概要及び前年度の決算の概要をあわせて公表するものとする。

(公表の方法)

第4条 財政状況の公表は、広域連合の掲示場への掲示その他の広域連合長が適当と認める方法により行う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。